

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 23 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	予備品点検において、入出力基板(アナログ～デジタル変換)1枚に不良(調整できない)が認められたため、当該予備品を修理。	D	
2	1号機	残留熱除去冷却水系熱交換器の系統加圧(海水)時、海水側安全弁に水漏れ(にじみ)が認められたため、当該安全弁を点検。	D	
3	1号機	主タービン主蒸気止め弁前圧力検出器取出弁において、ハンドルが外れていることが認められたため、当該弁のハンドルを取付。	D	
4	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン(A)車室目視点検において、グランドパッキンヘッド嵌め合い部に侵食が認められたため、当該部を補修。	D	
5	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)給水流量調節弁駆動部点検において、駆動部シリンダーケース部より空気漏れが認められたため、当該駆動部を補修。	D	
6	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン(A) #2軸受タービン側油切りの間隙測定において、判定値外れが認められたため、当該油切り部を補修。	D	
7	3号機	タービンバイパス弁入口蒸気ライン(A)ドレン水位スイッチ点検において、同水位スイッチ(高)用マグネットスリーブに変色が認められたため、当該マグネットスリーブを交換。	D	
8	3号機	主タービン軸受リフトポンプ吐出油圧カススイッチ点検において、同圧カススイッチ6台に切断差の精度外(リセット目標値より早めに動作)が認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	補機冷却海水ポンプ(B)点検時、同ポンプインペラマウスリングと羽根付根部に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
10	3号機	タービン建屋凝縮水移送ポンプ(B)点検において、カップリング側及び反カップリング側グランドスリーブに磨耗が認められたため、当該グランドスリーブを交換。	D	
11	3号機	原子炉保護系ドライウェル圧力計装配管隔離弁の計装品点検において、中継端子箱用フレキシブル電線管の接続金具に破損が認められたため、当該接続金具を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	第1給水加熱器(B)ドレン水位計器点検において、同計器の制御ケーブル用フレキシブル電線管の接続金具に破損が認められたため、当該接続金具を交換。	D	
13	3号機	換気空調補機冷却系弁点検において、燃料交換床空調機(A)出入口弁及び低温用冷水配管原子炉建屋予備弁並びに燃料取替制御室空調機予備弁(2台)の締付ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
14	3号機	低圧タービン(A)発電機側第16段翼上半ノズルダイヤフラムの浸透探傷検査において、シールリング部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
15	3号機	プラントバイタル交流電源設備(3A)の直流電流計点検において、同電流計精度に判定値外れが認められたため、当該電流計を交換。	D	
16	3号機	主タービン第2軸受けリフトポンプ用電動機点検時、回転子負荷側・反負荷側軸受部外径寸法及び負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
17	3号機	主タービン第6軸受けリフトポンプ用電動機点検時、回転子負荷側・反負荷側軸受部外径寸法及び負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
18	3号機	主タービン第10軸受けリフトポンプ用電動機点検時、回転子負荷側・反負荷側軸受部外径寸法及び負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
19	3号機	原子炉格納容器調気系パージ用ドライウェル隔離弁(空気作動)の点検時、駆動部より空気漏れが認められたため、対応検討。	D	
20	3号機	原子炉建屋6階機器移動作業において、燃料プールゲート部に使用した鉛シールドを放射線モニタの近くに仮置きしたところ、非常用ガス処理系排風機(A, B)が自動起動したことが認められたため、対応検討。	C	
21	4号機	復水浄化ポンプ室空調機(B)用電動機点検において、軸端部の外径寸法、反負荷側軸受ケース内径・外径寸法及び負荷・反負荷側嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該軸端部及び軸受ケースを補修。	D	
22	4号機	非常用ディーゼル発電機(A)給気ファン(B)電動機点検において、軸端部の外径寸法に判定値外れが認められたため、当該軸端部を補修。	D	
23	3,4号廃棄物処理設備	シャワードレン系ホットシャワードレン収集タンク(B)の水位の上昇が確認され調査したところ、同系ホットシャワードレン収集ポンプ(B)のシール水元弁にシートリークが認められたため、当該シール水元弁を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉の停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353